

みんなで作り上げる

©埼玉県2005



住まいの安心・安全と3つの力

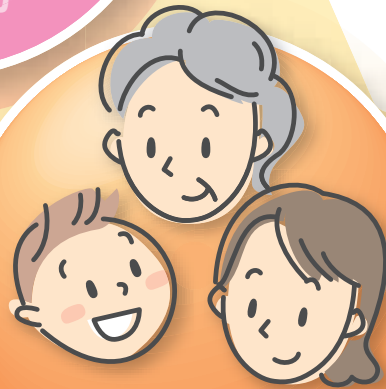
埼玉県住生活基本計画



子育て力



環境力



地域力

安心・安全

平成24年3月



埼玉県

ごあいさつ



住まいは、家族が安心して暮らし、安らぐことのできるかけがえのない基礎的な空間です。私は、県民の安心・安全をすべての基本に据えて、県政の運営に取り組んでおり、良い住まいが確保されることで、県民の安心・安全の基盤ができると確信しています。

一方で、本格的な少子高齢社会の到来に伴い、単身又は夫婦のみの高齢者世帯が増加する中、高齢者が安心して暮らせる住まいが求められています。また人口や世帯数の減少、厳しい社会経済状況を背景に、新築住宅市場が転換期を迎えています。さらに、東日本大震災などを契機として、エネルギー政策の見直しにより、住まいの省エネ・創エネが求められています。

このような住まいを取り巻く環境の変化を踏まえ、県では「埼玉県住生活基本計画」を全面的に見直しました。

新たな計画では、住まいの「安心・安全の確保」を基盤として、「子育て力」、「環境力」、「地域力」の3つの力を高めることを基本方針とし、平成23年度から平成32年度までの10年間で展開すべき様々な施策を掲げています。

この計画の推進は、行政だけでできるものではありません。「住む人」、ハウスメーカーなどの「つくる人」、不動産事業者やNPOなど「流通させる人」など、住まいに関わるすべての方が協力することで、安心・安全な住まいづくりのムーブメントを起こし、その実現を目指してまいります。

今後とも、皆様のより一層の御理解と御協力をお願いいたします。

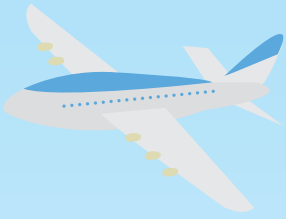
平成24年3月

埼玉県知事 上田清司

目 次

はじめに	3
1 計画策定の背景	4
2 計画の目的と位置づけ	4
3 計画の期間	5
第1章 埼玉県に住まいの現状	7
1 社会環境の変化	8
2 住まいの状況	12
第2章 住宅政策の基本方針	21
1 基本方針	22
2 基本的な考え	22
第3章 住宅政策の目標と目標達成に向けた施策の展開	25
1 住宅政策の目標	26
2 目標達成に向けた施策の展開	
目標1：県民の暮らしの安心と安全を支える住まいづくりを進めます	28
目標2：未来につながる良質な住まいづくりを進めます	32
目標3：みんなの力で生き活きと住まう地域づくりを進めます	36
目標4：多様な居住ニーズに応える住宅市場づくりを進めます	39
第4章 公営住宅の供給及び活用の方針	43
1 公営住宅の供給及び活用の方針	44
2 公営住宅の供給戸数の目標量	45
第5章 重点供給地域	47
1 重点供給地域の指定の目的	48
2 重点供給地域の位置づけと類型	49
3 重点供給地域の指定	51
第6章 目標の達成に向けて	53
1 住生活に関わるすべての主体の連携と協力	54
2 計画の進行管理	56
別表 重点供給地域一覧表	57
参考資料	71
目標の達成に向けた判断指針	72
住生活基本法	73
住生活基本計画(全国計画)	81
埼玉県住宅政策懇話会 提言	99
埼玉県住生活基本計画の策定経過	122
用語解説	125

※アンダーラインが引かれている言葉には、用語の解説があります。



はじめに



1 計画策定の背景

本県の人口は今後しばらく緩やかに増加した後、10年後には減少に転じていると予想されており、本格的な人口減少時代への過渡期を迎えています。また、本県の成長を支えた団塊世代が高齢期を迎え、平成27(2015)年には65歳以上の高齢者が県民の4人に1人、数にして約180万人になることが予想されています。

一方で、長引く景気の低迷などから安定した就労環境を得ることができず、住宅の確保が困難な人が増加しており、住宅セーフティネットの重要性が再認識されています。

このような中、国では、既存住宅の更なる活用、高齢者や子育て世帯の暮らしを支えるサービス環境の構築とともに、低炭素社会への対応など社会情勢の課題に対応するため、住生活基本計画(全国計画)の見直しを行いました。

こうした本県の住宅を取り巻く社会環境の変化や国の動向などに対応するため、本県の今後の住宅政策の基本的方向を示す「埼玉県住生活基本計画」を定めるものです。

2 計画の目的と位置づけ

この計画は、県民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤である住宅について、良質な住宅の供給、良好な住環境の形成、居住の安定の確保など、住生活基本法に掲げられた基本理念を実現するための施策を具体化し、推進するために策定するもので、本県の住宅政策を展開する上で、基本となる計画です。

本計画は、住生活基本法第17条第1項に基づく都道府県計画であり、「住生活基本計画(全国計画)」に即して策定しています。また、市町村が住まいに関する計画等を策定する際に参考となるものです。

3 計画の期間

この計画の計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。

今後の社会経済情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえて、概ね5年後に見直しを行います。

また、重点供給地域の指定や施策の方向性については、市町村のまちづくりの方向性や住宅需要の変化に適切に対応するため、概ね2年毎に必要な見直しを行います。

